

●村営住宅の入居条件早見表

【Memo】

H30.1Ver.5	分杭団地東棟、やつがね団地（公営住宅）		分杭団地西棟、久保地尾根団地（特定公共賃貸住宅）	中学校北住宅（その他住宅）																											
住宅名（家賃）	分杭東団地（月額 22,300 円～33,100 円）	やつがね団地（月額 13,000 円～19,300 円）	分杭西団地（月額 50,000 円）	久保地尾根団地（月額 55,000 円） （月額 60,000 円）																											
資格 入居者の	1. 同居親族（婚姻予定者、事実上婚姻関係も含む）があること【単身者は不可】 2. 現に住宅に困窮していることが明らかなこと 3. 暴力団員ではないこと 4. 入居後速やかに住民票を当該住所地へ異動することができること 5. 市町村税を滞納していないこと 6. 収入月額が基準以内であること																														
入居要件	入居要件（1） 賃）が変動します】 ↓入居後毎年度、収入を申告してもらいます。 【毎年、収入月額の算出結果によって毎月の住宅使用料（家賃）が変動します】	◎ 原村営住宅管理条例に規定した収入月額が基準以内であること {世帯全員の所得金額－（基本的控除＋その他の控除）} /12 ヶ月 この計算結果が 158,000 円以内であること （特に居住安定を図る必要のある者※1 については 214,000 円以内であること）		◎ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に規定した収入月額が基準以内であること {世帯全員の所得金額－（基本的控除＋その他の控除）} /12 ヶ月 この計算結果が 158,001 円以上 ～ 487,000 円以下 （所得金額：給与所得者ならば源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」のこと） ※158,000 円未満であっても今後、所得の上昇が見込まれる者 ※上記に加え、同居親族が 2 名以上で収入月額が 142,000 円以上の者 （特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 同法施行規則 第 6 条、第 7 条） <b>【入居時の収入月額審査のみ。毎月の住宅使用料（家賃）は定額です】</b>  <u>《「基本的控除」及び「その他の控除」については左記控除の種類表をご覧ください》</u>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除の種類</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本的控除</td> <td>①同居親族控除</td> <td>申込者を除く同居者全員</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>②同居者以外の扶養親族控除</td> <td>同居親族以外で所得税法の扶養控除を受けている親族(例: 県外の大学生等)</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他の控除</td> <td>③老人控除対象配偶者控除</td> <td>控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>④老人扶養親族控除</td> <td>同上の方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤特定扶養親族控除</td> <td>扶養親族で16歳以上23歳未満の方</td> <td>250,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑥寡婦・寡夫控除</td> <td>寡婦・寡夫の方</td> <td>270,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑦障がい者控除</td> <td>本人、配偶者、扶養親族、及び同居者の中で心身障がい者等の方</td> <td>270,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑧特別障がい者控除</td> <td>⑦のうち重度の障がいを持った者</td> <td>400,000 円</td> </tr> </tbody> </table> （公営住宅法第 16 条、第 23 条）	控除の種類		控除額	基本的控除	①同居親族控除	申込者を除く同居者全員	380,000 円	②同居者以外の扶養親族控除	同居親族以外で所得税法の扶養控除を受けている親族(例: 県外の大学生等)	380,000 円	その他の控除	③老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方	100,000 円	④老人扶養親族控除	同上の方		⑤特定扶養親族控除	扶養親族で16歳以上23歳未満の方	250,000 円	⑥寡婦・寡夫控除	寡婦・寡夫の方	270,000 円	⑦障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族、及び同居者の中で心身障がい者等の方	270,000 円	⑧特別障がい者控除	⑦のうち重度の障がいを持った者	400,000 円	入居要件（2） ※1 特に居住安定を図る必要のある者とは {原村住宅管理条例第 5 条（2）ア} ・入居者が 60 歳以上の者であり、かつ同居者の全てが 60 歳以上又は 18 歳未満の場合 ・同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 ・身体障がい者（1 級～4 級） ・精神障がい者（1 級～3 級） ・知的障がい者（上記、精神障がい者の程度に相当） ・被生活保護者 ・被災市街地復興特別措置法又は福島復興再生特別措置法に規定される被災者 ・戦傷病者 ・原爆被爆者 ・ハンセン病療養者 ・配偶者暴力防止法の規定による被害者
控除の種類		控除額																													
基本的控除	①同居親族控除	申込者を除く同居者全員	380,000 円																												
	②同居者以外の扶養親族控除	同居親族以外で所得税法の扶養控除を受けている親族(例: 県外の大学生等)	380,000 円																												
その他の控除	③老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方	100,000 円																												
	④老人扶養親族控除	同上の方																													
	⑤特定扶養親族控除	扶養親族で16歳以上23歳未満の方	250,000 円																												
	⑥寡婦・寡夫控除	寡婦・寡夫の方	270,000 円																												
	⑦障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族、及び同居者の中で心身障がい者等の方	270,000 円																												
	⑧特別障がい者控除	⑦のうち重度の障がいを持った者	400,000 円																												
「現に住宅に困窮していることが明らか」とは	・住宅ではない建物、又は保安上危険、衛生上有害な状態にある住居に居住している者。 ・他の世帯と同居しており生活上の不便を受けている、住宅がないため親族と同居することができない者。 ・住宅の規模、設備などが世帯構成との関係から不適当な者。 ・正当な事由による立退の要求を受け適当な立退先がないため困窮している者（自己都合を除く）。 ・住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、又は過大な家賃を払い続けている者。（原村営住宅管理条例第 8 条）																														

## 1. 申込に必要な書類

提出書類	内容等	発行（配布）場所
申込書	様式第1号「村営住宅入居申込書」	原村役場 建設水道課環境係
所得を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居申込日の属する年の前年の収入を証明する書類（給与所得の源泉徴収票又は所得・課税・扶養証明書）</li> <li>世帯全員分（中学3年生以下の方は除きます）</li> <li>前年度分所得の記載があるもの</li> </ul>	勤務先事業所 市町村の税担当課
住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が記載され、続柄が明記されていること</li> <li><u>各項目「省略」は不可</u></li> </ul>	市町村の担当課
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込前年度</li> </ul>	市町村の税担当課
婚約証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚約中で、3ヶ月以内に入籍する方は必要です。</li> </ul>	原村役場 建設水道課環境係
給与証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込年度の4月から現在までに転職、就職、復職された方のみ必要です。</li> </ul>	勤務先事業所
退職証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込の前年度中に所得があり、現在無職の方のみ必要です。</li> <li>1 退職証明書（原本）または、離職票の写し</li> <li>2 雇用保険受給資格証書の写し</li> </ul>	1 退職事業所 2 ハローワーク

## 2. 入居者の決定

- 入居希望者が募集戸数以内で、応募者が入居資格のある方であれば入居決定となります。
- 入居希望者が募集戸数を超えた場合は、住宅の困窮度の高い順に入居者の決定をします。

## 3. 入居手続き

- 入居許可決定後に入居説明を行いません。
- 敷金として家賃額の3ヶ月分を納入して頂きます。
- 連帯保証人（原則として3親等以内の親族）が必要です。（1名）

## 4. 住宅使用料（家賃） 正当な理由なくして家賃の滞納が著しい場合は明渡請求を行なう場合があります

団地名		月額	備考
久保地尾根団地	定額	55,000円	中途入居者は、日割り算出
分杭西団地	定額	50,000円	
中学校北住宅	定額	60,000円	
分杭東団地	変動	算出した月収により概ね22,300円～33,100円	中途入居者は、日割り算出
やつがね団地	変動	算出した月収により概ね13,000円～19,300円	

## 5. 駐車場利用について

- 久保地尾根団地・分杭団地西棟・分杭団地東棟の駐車場については、1台目までは無料です。
- 2台目からは毎月2,000円掛かります（手続きの際に駐車場使用申込書を請求し申請してください）。